



島根県報

令和8年8月28日（金）

第 7 4 9 号

(每週火・金曜日発行)

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目次

【告 示】

児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業者の指定	(障がい福祉課)	2
児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業の廃止の届出	(〃)	2
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定障害福祉サービス事業者の指定	(〃)	2
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定障害福祉サービス事業の廃止の届出	(〃)	3
保安林の指定	(森林整備課)	3
保安林の指定の解除(2件)	(〃)	4
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出(2件)	(中小企業課)	4

【公 告】

公共測量の終了	(技 術 管 理 課)	7
開発行為に関する工事の完了	(都 市 計 画 課)	7

【病院局規程】

島根県病院局組織規程の一部改正 7

【病院局告示】

島根県立病院使用料及び手数料条例第 2 条第 3 項の規定による使用料及び手数料の額の一部改正

【教委告示】

水産練習船神海丸実習に係る生産物販売金の徴収事務の委託 (学 校 企 画 課) 8

【公安告示】

乗合自動車の停留所における旅客の運送の用に供する自動車の停車又は駐車に（警 察 本 部） 9
関する合意（2件）

告 示**島根県告示第487号**

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので、同法第21条の5の25第1号の規定により告示する。

令和8年8月28日

島根県知事 丸 山 達 也

1 放課後等デイサービス

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
有限会社高村	ジュニアクラブ玄季	浜田市相生町4222番地3	令和8年7月1日
	ジュニアクラブ彩心	江津市嘉久志町2309番地3	令和8年7月1日

2 保育所等訪問支援

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
合同会社演舞企画	REBORNなないろ	江津市二宮町神主2190-1	令和8年6月1日

島根県告示第488号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業の廃止の届出があったので、同法第21条の5の25第2号の規定により告示する。

令和8年8月28日

島根県知事 丸 山 達 也

1 児童発達支援

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
株式会社アリスト	放課後等デイサービス エクシヴ益田乙吉事業所	益田市乙吉町イ89-10	令和8年6月30日

2 放課後等デイサービス

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
株式会社サンフラワーズ	ジュニアクラブ玄季	浜田市相生町4222番地3	令和8年6月30日
	ジュニアクラブ彩心	江津市嘉久志町2309-3	令和8年6月30日

島根県告示第489号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

令和8年8月28日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
合同会社たぐる	就労継続支援B型	コミュニティワークたぐる	出雲市芦渡町1834番地	令和8年6月1日
株式会社スカイファクト	就労継続支援B型	就労継続支援B型事業所という安来	安来市飯島町字川尻1233-3	令和8年6月1日

株式会社REPLUS	共同生活援助（介護サービス包括型）	グループホーム DOZE	出雲市築山新町1-8	令和8年7月1日
------------	-------------------	-----------------	------------	----------

島根県告示第490号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第51条第2号の規定により告示する。

令和8年8月28日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
社会福祉法人ひまわり福祉会	居宅介護 重度訪問介護	ひまわり園ホームヘルプステーション	出雲市神西沖町2479-6	令和8年5月1日
社会福祉法人いわみ福祉会	就労継続支援B型	多機能事業所ワークくわの木熱田事業所	浜田市熱田町493-3	令和8年5月31日
株式会社ジャスティス・ジャパン	就労継続支援A型	きのこハウス	益田市虫追町口320番地100	令和8年5月31日
社会福祉法人おおなん福祉会	居宅介護 重度訪問介護	瑞穂西訪問介護事業所	邑智郡邑南町上亀谷2181-1	令和8年5月31日
社会福祉法人ことぶき福祉会	居宅介護 重度訪問介護	第二ことぶき園訪問介護事業所	出雲市古志町2105-1	令和8年6月30日

島根県告示第491号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和8年8月28日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林の所在場所

飯石郡飯南町長谷1095-1

2 指定の目的

水源の涵養^{かん}

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び飯南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第492号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和 8 年 8 月 28 日

島根県知事 丸 山 達 也

1 解除に係る保安林の所在場所

出雲市大社町杵築北字サリ平3064－7・字権兵衛谷3089－4（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第493号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和 8 年 8 月 28 日

島根県知事 丸 山 達 也

1 解除に係る保安林の所在場所

出雲市大社町杵築北字猿源氏3099－7・字権兵衛谷3089－4（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

河川管理施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第494号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和 8 年 8 月 28 日

島根県知事 丸 山 達 也

1 届出の概要**(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地**

みしまや学園店 島根県松江市学園2丁目34－6

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社みしまや 代表取締役 三島 隆史 島根県松江市雑賀町99番地

(3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名	備 考
(株) みしまや	島根県松江市雑賀町99	三島 隆史	
九州惣菜 (株)	福岡県北九州市門司区黄金町6-28	吉田 英次	
細田 雄治	島根県松江市西川津町1378	—	
(有) 三英堂	島根県松江市浜乃木1丁目1-53	岡 敏和	令和5年2月11日退任
岡野食品 (株)	兵庫県姫路市御国野町国分寺字天神ノ木387-1	宮司 直人	
犬山 豊	島根県松江市玉湯町林818	—	

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名	備 考
(株) みしまや	島根県松江市雑賀町99	三島 隆史	
九州惣菜 (株)	福岡県北九州市門司区黄金町6-28	吉田 英次	
細田 雄治	島根県松江市西川津町1378	—	
(有) 三英堂	島根県松江市浜乃木1丁目1-53	岡 英介	令和5年2月11日就任
岡野食品 (株)	兵庫県姫路市御国野町国分寺字天神ノ木387-1	宮司 直人	
犬山 豊	島根県松江市玉湯町林818	—	

(4) 変更の年月日

上記一覧表のとおり

2 届出年月日

令和8年8月6日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

松江市産業経済部商工企画課 (松江市末次町86番地)

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所 (団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第495号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域的生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和8年8月28日

島根県知事 丸 山 達 也

1 届出の概要**(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地**

ウェルネス片庭店 島根県浜田市片庭町86-10外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

NTT・TCリース株式会社 代表取締役 近藤 禎一郎 東京都港区港南1丁目2番70号

(3) 変更した事項**ア 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名**

（変更前）NTT・TCリース株式会社 代表取締役 成瀬 明弘

（変更後）NTT・TCリース株式会社 代表取締役 近藤 禎一郎

イ 大規模小売店舗の名称

（変更前）ウォンツ片庭店

（変更後）ウェルネス片庭店

(4) 変更の年月日

(3)のア 令和8年4月1日

(3)のイ 令和2年6月16日

2 届出年月日

令和8年8月10日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

浜田市産業経済部商工労働課（浜田市殿町1番地）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等**(1) 意見書の提出先**

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和8年6月30日に終了した旨出雲市長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和 8 年 8 月 28 日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（航空レーザ測量）

2 作業期間

令和 7 年 9 月 17 日から令和 8 年 6 月 30 日まで

3 作業地域

出雲市全域

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和 8 年 8 月 28 日

島根県知事 丸 山 達 也

1 開発区域

安来市荒島町字中島1056番3、1056番10

面積 525.20平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取県米子市陰田町391番地3 ラベンダーA203号

平井 孝樹

平井 唯

島 根 県 病 院 局 管 理 規 程

島根県病院局管理規程第8号

島根県病院局組織規程（平成19年島根県病院局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 8 月 28 日

島根県病院事業管理者 山 口 修 平

第8条第1項の表看護局の部母性小児病棟看護部の項中「小児病棟看護科」を「5階東病棟看護科」に、「母性病棟看護科」を「5階西病棟看護科」に改め、同部第一総合病棟看護部の項中

「

6階東病棟看護科

6階西病棟看護科

7階病棟看護科

を

」

「

6 階東病棟看護科
6 階西病棟看護科
7 階病棟看護科

に改め、同部中

」

「

第二総合病棟看護部	8 階病棟看護科
	9 階東病棟看護科
	9 階病棟西看護科

を

」

「

第二総合病棟看護部	8 階病棟看護科
	9 階病棟看護科

に改め、同部第三総

」

「

合病棟看護部の項中

4 階東病棟看護科
10階東病棟看護科
10階西病棟看護科

を

」

「

4 階東病棟看護科
10階東病棟看護科
10階西病棟看護科

に改める。

」

附 則

この規程は、令和 8 年 9 月 1 日から施行する。

島 根 県 病 院 局 告 示**島根県病院局告示第 7 号**

島根県立病院使用料及び手数料条例第 2 条第 3 項の規定による使用料及び手数料の額（平成19年島根県病院局告示第 1 号）の一部を次のように改正し、令和 8 年 9 月 1 日から施行する。

令和 8 年 8 月 28 日

島根県病院事業管理者 山 口 修 平

おむつ使用料の項中「紙パンツ 1 枚につき 66円」を「紙パンツ 1 枚につき 66円
尿取りパッド（S） 1 枚につき 20円」に改める。

教 育 委 員 会 告 示**島根県教育委員会告示第 7 号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の 2 第 1 項の規定により次のとおり事務を委託したので、同条第 2 項及び

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第31条の3第1項の規定により告示する。

令和8年8月28日

島根県教育委員会教育長 井 手 久 武

- 1 委託した者の名称及び住所又は事務所の所在地
株式会社 や印
神奈川県三浦市天神町4番6号
- 2 委託した歳入の種類及び事務の内容
水産練習船神海丸実習に係る生産物販売金の徴収事務
- 3 指定公金事務取扱者の指定をした日
令和8年6月30日
- 4 委託の開始年月日
令和8年7月28日

公 安 委 員 会 告 示

島根県公安委員会告示第16号

道路交通安全法（昭和35年法律第105号）第44条第2項第2号の規定により、乗合自動車の停留所における旅客の運送の用に供する自動車（乗合自動車を除く。以下同じ。）による乗客の乗降のための停車又は運行時間を調整するための駐車に関して、次のとおり合意したので告示する。

令和8年8月28日

島根県公安委員会委員長 原 田 由 美

- 1 合意した者
 - (1) 一畑バス株式会社
 - (2) 松江市交通局
 - (3) 島根県公安委員会
 - (4) 松江市長
 - (5) 中国運輸局長
- 2 旅客の運送の用に供する自動車が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所の名称及び所在地

名 称	所 在 地
くにびきメッセ前（北進）	松江市学園南一丁目2先
北公園（北進）	松江市学園南一丁目23-10先
南田町東	松江市南田町101先
裁判所前	松江市母衣町75先
県民会館前	松江市殿町158先
南殿町・カラコロ前	松江市殿町412先
京橋・カラコロ前	松江市殿町43先
須衛都久神社前	松江市西茶町60先
宍道湖大橋南詰	松江市灘町233-14先
灘町	松江市灘町61先
天神町中央	松江市天神町126先
寺町	松江市寺町130先

朝日町

松江市朝日町468先

3 2の停留所に停車又は駐車をする旅客の運送の用に供する自動車の範囲

松江市内で実施する自動運転バスの実証実験の用に供する自動車に限る。

島根県公安委員会告示第17号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第2項第2号の規定により、乗合自動車の停留所における旅客の運送の用に供する自動車（乗合自動車を除く。以下同じ。）による乗客の乗降のための停車又は運行時間を調整するための駐車に関して、次のとおり合意したので告示する。

令和 8 年 8 月 28 日

島根県公安委員会委員長 原 田 由 美

1 合意した者

- (1) 奥出雲交通株式会社
- (2) 島根県公安委員会
- (3) 安来市長
- (4) 奥出雲町長
- (5) 中国運輸局長
- (6) 奥出雲町地域公共交通会議

2 旅客の運送の用に供する自動車が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所の名称及び所在地

名 称	所 在 地
いきいき交流館	安来市広瀬町梶福留1268先
浪花屋前	安来市広瀬町西比田1343先
西比田	安来市広瀬町西比田928先
市原別れ	安来市広瀬町西比田992先
追神社前	安来市広瀬町西比田772先
追神	安来市広瀬町西比田625－1先

3 2の停留所に停車又は駐車をする旅客の運送の用に供する自動車の範囲

奥出雲町の第3セクターとして、一般旅客自動車運送事業者（道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第1項に規定する一般旅客自動車運送事業者をいう。）による一般乗合旅客自動車運送事業（同法第3条第1号イの一般乗合旅客運送事業で、その運行の態様が道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第3条の3第3号に規定する区域運行であるものに限る。）の用に供する自動車で、乗車定員が75人未満のもの

4 2の停留所における3の自動車の停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障のないようにするため必要と認める事項

2の停留所における3の自動車の停車又は駐車は、3の自動車に係る運行時間内に限るものとする。